

避難行動要支援者の避難支援

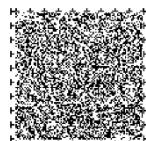
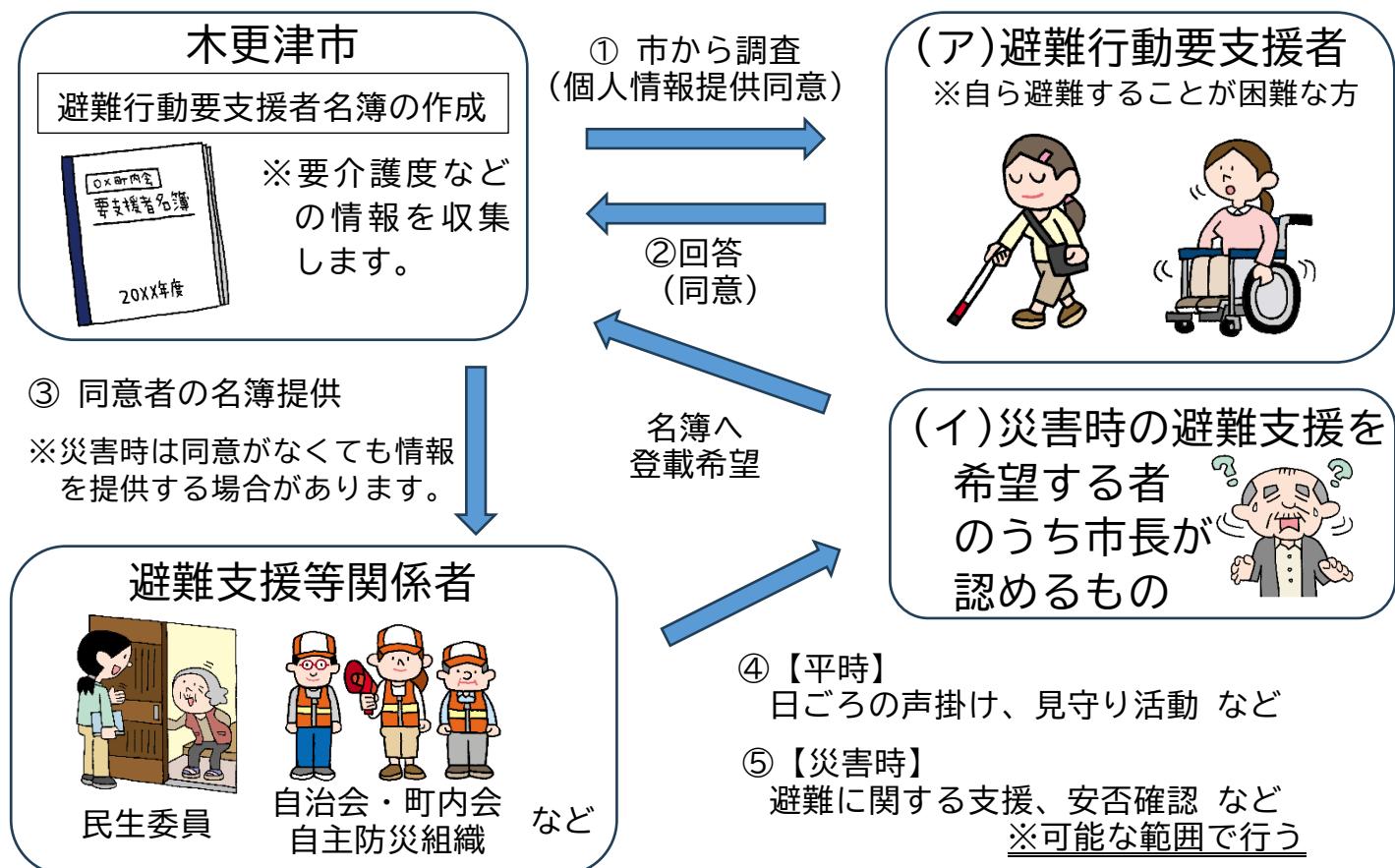
～地域で支えあう災害に強いまちづくり～

どんな制度？

在宅の高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(要配慮者)の内、災害が起きた時に、ひとりで避難することが難しく支援を必要とする方(避難行動要支援者)を、自治会、自主防災組織、民生委員など地域で活動する人や団体(避難支援等関係者)が支援するための制度です。

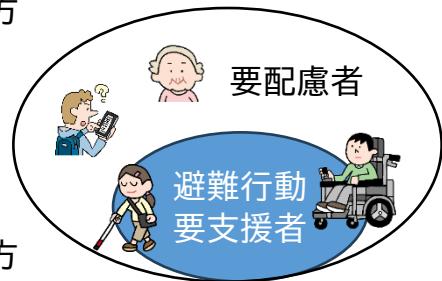
市が避難行動要支援者の名簿を作成し、ご本人の同意のもと、災害前にあらかじめ避難支援等関係者に提供します。事前に名簿情報(氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、該当要件)を避難支援等関係者に提供しておくことにより、避難行動要支援者の安否確認や、避難所までの移動の補助などが円滑に行いややすくなります。

ただし、本名簿への登載により必ず災害時の支援をお約束するものではありません。



避難行動要支援者とは？

- 要介護者 要介護度3～5
- 障がい者 身体障がい者手帳1～2級のうち、肢体不自由、運動機能障害、呼吸器機能障害、視覚障害、聴覚障害の方
療育手帳Ⓐ1、Ⓐ2、Ⓐ、A1、A2
精神障がい者保健福祉手帳1級
- 指定難病患者・小児慢性特定疾病患者（希望者のみ）
- 医療的ケアを受けている方
- 上記に準ずる方で避難行動の支援が必要と認められる方



避難支援等関係者とは？

提供された名簿情報をもとに、平常時に避難行動要支援者と避難支援等実施者を繋いだり、災害時の安否確認や避難所までの移動の補助を行う、次のような団体等です。

- 自治会・町内会 ○自主防災組織 ○民生委員・児童委員
- 地域包括支援センター ○木更津警察署 ○社会福祉協議会等



個別避難計画について

名簿に掲載された方について、個々の事情に合った的確な避難支援が行えるよう、あらかじめ誰と・どのように逃げるかを記載した「個別避難計画」を作成します。

個別避難計画に記載される内容は？

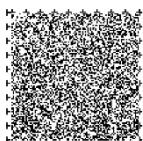
避難行動要支援者名簿に記載の情報に加えて、

- ① 避難支援者（手伝う人）
- ② 避難先、移動方法
- ③ 避難時の持ち物
- ④ 緊急時連絡先（かかりつけ医・親戚や知人）
- など

地域での支え合いについて

令和2年7月豪雨では、避難するきっかけの多くが、ご近所の方やご家族、知人からの呼びかけでした。いざという時、ご近所どうしの助け合い（共助）が大切になります。自分の命は自分で守る（自助）とともに、日頃から備えましょう。

この制度と一緒に、“助け合い”も準備しましょう。



問い合わせ先 木更津市総務部危機管理課 防災計画係
TEL: 0438-23-8194 FAX: 0438-25-1351

音声コード (Uni-Voice)